附属書五（第七章関係）

第一編　日本国の表

1　この表は、次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置に関して日本国が付する留保について、第百八条1の規定に従って記載するものである。

(a)　第百四条
(b)　第百五条
(c)　第百六条
(d)　第百七条

2　この表に掲げる留保には、次の事項を記載する。

(a)　分野。「分野」には、留保の対象となる一般的な分野を示す。
(b)　小分野。「小分野」には、留保の対象となる個別の分野を示す。
(c)　産業分類。「産業分類」には、留保の対象となる活動であって、該当する国内産業分類又は国際産業分類の下で行われるものを、透明性の観点からのみ示す。
(d)　留保の種類。「留保の種類」には、1に規定する義務であって留保の対象となるものを特定する。
(e)　政府の段階。「政府の段階」には、留保の対象となる措置を維持する政府の段階を示す。
(f)　措置。「措置」には、留保の対象となる現行の法令その他の措置を明示する。「措置」の事項に記載する措置は、(i)この協定の効力発生の日に改正されており、又は更新されている措置であり、また、(ii)当該措置の委任を受けて採用され、又は維持され、かつ、当該措置に適合する補助的な措置を含む。
(g)　概要。「概要」には、留保の対象となる現行の措置が1に規定する義務に適合しない点を記載する。

3　留保の解釈に当たっては、当該留保に関する全ての事項を考慮する。留保は、当該留保が付される第七章の関連規定に照らして解釈するものとし、「措置」がその他の全ての事項に優先する。

4　金融サービスについては、

(a)　日本国は、附属書七第八条1の文脈における信用秩序の維持を理由として、業務上の拠点の法的な形態に対する差別的でない制限のような措置をとることを妨げられない。日本国は、同様の理由により、新たな金融サービスの市場への進出に対する差別的でない制限（このような信用秩序の維持の目的を達成するための規制の枠組みに合致するもの）を課することを妨げられない。

　このこととの関連において、証券会社は、日本国の関係法律に定義する有価証券を取り扱うことを認められ、及び銀行は、当該関係法律に従って認められる場合を除くほか、当該有価証券を取り扱うことを認められない。

(b)　サービス提供者が積極的な勧誘を行うことなくペルーの区域内において日本国内のサービス消費者に提供するサービスについては、第百二条1(d)(ii)の規定に基づいて提供するサービスであると認める。

5　第百六条の規定に基づく義務に影響を及ぼす周波数のスペクトルの利用可能性に関する法令については、特定の約束に係る表への記載のための指針（二千一年三月二十八日付けの世界貿易機関文書S／L／第九十二号）の別添六を考慮して、この表には含まれない。

6　この編の規定の適用上、「ＪＳＩＣ」とは、総務省統計局が作成し、二千七年十一月六日に改定した日本標準産業分類の番号をいう。

一

分野	自動車整備業
小分野	自動車分解整備業
産業分類	ＪＳＩＣ　八九　自動車整備業
留保の種類	市場アクセス（第百六条）
	現地における拠点（第百七条）

二

政府の段階	中央政府
措置	道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第六章
概要	自動車分解整備事業を営もうとする者は、日本国内に事業場を設置し、その事業場の所在地を管轄する地方運輸局長の認証を受けなければならない。
分野	事業サービス
小分野	ＪＳＩＣ　九一一　職業紹介業
産業分類	ＪＳＩＣ　九一二一　労働者派遣業
留保の種類	市場アクセス（第百六条）
政府の段階	現地における拠点（第百七条）
措置	中央政府
	職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三章及び第三章の三
	港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第四章
	船員職業安定法（昭和二十三年法律第百二十号）第三章
	建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第五章及び第六章
概要	日本国内の企業に対し次のサービスを提供しようとする者は、日本国内に事業所を設置し、かつ、場合に応じ、権限のある当局の許可を受け、又は当該当局に届出を行わなければならない。
	(a)　民間の職業紹介サービス（建設業務有料職業紹介サービスを含む。）
	(b)　港湾労働者派遣サービス、船員派遣サービス及び建設業務労働者就業機会確保サービス
	職業安定法に基づいて権限のある当局の許可を受けた労働組合のみが、労働者供給サービスを提供することができる。

三

分野	回収代行のサービス
小分野	ＪＳＩＣ　六六二九　その他の補助的金融業・金融附帯業
産業分類	ＪＳＩＣ　七二九九　他に分類されない専門サービス業
留保の種類	市場アクセス（第百六条）
政府の段階	現地における拠点（第百七条）
措置	中央政府
	債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第百二十六号）第三条及び第四条
	弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第七十二条及び第七十三条
概要	法律事件に係る法律業務を構成する回収代行のサービスを提供しようとする者は、日本国の法令により弁護士としての資格を有しているか、日本国の法令による弁護士法人であるか、又は債権管理回収業に関する特別措置法に基づいて設立された法人であり、かつ、日本国内に事務所を設置していなければならない。
	いかなる者も、事業として他の者の債権を譲り受けて回収してはならない。ただし、債権管理回収業に関する特別措置法に基づいて設立された法人であって、同法に基づいて債権を取り扱うものを除く。

四

分野	建設業
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　〇六　総合工事業
	ＪＳＩＣ　〇七　職別工事業（設備工事業を除く。）
	ＪＳＩＣ　〇八　設備工事業
留保の種類	市場アクセス（第百六条）
	現地における拠点（第百七条）
政府の段階	中央政府
措置	建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二章
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）第五章
概要	1　建設業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置し、国土交通大臣又はその営業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。
	2　解体工事業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置し、その営業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。